

## 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第85回）議事概要

1 日時 令和7年11月21日（金）14:00～14:18

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

岡田 羊祐（部会長）、浅川 秀之、荒牧 知子、  
石井 夏生利、江崎 浩、高橋 利枝、藤井 威生（以上7名）

（2）総務省

<総合通信基盤局>

湯本 博信（総合通信基盤局長）

・電気通信事業部

吉田 恭子（電気通信事業部長）

杵浦 維勝（電気通信技術システム課長）

八代 将成（電気通信技術システム課番号企画室長）

（3）事務局

金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

答申案件

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について

【令和7年6月17日付け諮問第1241号】

## 開 会

○岡田部会長　ただいまから情報通信審議会第 85 回電気通信事業政策部会を開催いたします。本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現在、委員 6 名が出席しており、定足数を満たしております。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議での傍聴とさせていただきます。

本日の議題は、答申案件 1 件です。

## 議題

答申案件

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について

【令和 7 年 6 月 17 日付け諮問第 1241 号】

○岡田部会長　令和 7 年 6 月 17 日付け諮問第 1241 号「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について審議いたします。

それでは、藤井主査代理から、御説明をお願いいたします。

○藤井主査代理　電気通信番号政策委員会主査代理の藤井です。主査の相田専門委員は、本日、御都合がつかないということで、私から御報告させていただければと思います。

諮問第 1241 号「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」一次答申（案）に寄せられた意見と、それらに対する考え方について、電気通信番号政策委員会における検討結果を御報告させていただきます。

本件は、本年 10 月 3 日の本部会での御審議を踏まえ、10 月 4 日から 11 月 4 日までの間、意見募集が行われ、法人 4 件、個人 6 件の意見の提出がありました。

これらの意見について、11 月 12 日に電気通信番号政策委員会を開催し、委員会としての考え方を整理しました。その検討結果については、資料 85-1-1 にお示ししております。また、寄せられた御意見を踏まえて、資料 85-1-2 のとおり、一次答申（案）を一部修正しました。

詳細につきましては、電気通信番号政策委員会の事務局から御説明いたします。

○八代電気通信技術システム課番号企画室長 一次答申（案）に対しての意見募集の結果について及びその考え方について、資料 85-1-1 に基づき、御説明いたします。

意見提出は 10 件、法人から 4 件、個人の方から 6 件ございました。

以下、順次御説明をさせていただきます。資料の 1 ページ目です。

意見の 1、検討の背景の部分について、電気通信事業法改正による措置の内容の記述の仕方についての御意見をいただきました。「卸先電気通信事業者に対して電気通信番号使用計画の認定を受けているか確認すること」という記載は、実際に認定を受けているか否かは関係ないと誤って読み取られるおそれがあるため、修正すべきという旨の御意見です。

御指摘も踏まえまして、「卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること」ということを明確にするため、修正ありとしております。

2 ページ目です。こちらは、検討の方向性についていただいた御意見 2 件でして、総論のものです。

1 点目については、NTT 東西からいただいております、今回示された方向性を基に下位法令の整備を具体化していくことについて賛同の御意見、2 点目といたしましては、施行後、実効性を評価した上で、犯罪利用の動向や事業者負担等を考慮しながら適宜見直されることが必要という旨の御意見です。

考え方としては、1 点目については賛同の御意見として承った上で、2 点目については、「総務省において、見直し後の電気通信番号制度を適切に運用するとともに、必要に応じて、電気通信番号を用いた特殊詐欺の態様等の変化を踏まえた見直しを行うことが望ましいと考えます」と記載しております。

意見の 3 については、NTT ドコモからいただいております、一次答申（案）の方向性に賛同という御意見ですので、「賛同の御意見として承ります」と考え方を記載しております。

3 ページ目です。ここからは、具体的な検討の中身についての御意見です。

総務省として、申請者の役務継続性を審査するとしておりますが、その申請書類についての御意見です。「申請者の役務継続性を審査するための申請書類」について、申請者の過度な負担とならないよう、具体化いただきたいという NTT ドコモからの御意見です。

こちらについては、答申と同じ方向性の御意見ですので、「賛同の御意見として承り

ます」とした上で、補足として、「一次答申（案）に記載しているとおおり、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求めることが適当と考えますが、変更認定申請時においては、申請者の負担も勘案し、申請の簡素化及び審査の実効性の担保の観点から、申請書類を必要最小限とすることが適当であると考えます」と記載しております。今後の方向性としては、「総務省において、今後、これを踏まえ、具体的な申請書類について検討されることが適当と考えます」としております。

意見の5です。こちらは、楽天モバイルからの御意見で、3点ございます。「申請者の役務継続性の確認」については、犯罪防止の観点から重要であり、その書類について、検討の方針に賛同という御意見。また、2点目として、役務継続性については、判断基準の透明性を確保することも重要と考える。3点目として、申請に係る手続全般については、申請書類を必要最小限としつつ、総務省において提出様式や記入要領等を準備する等、申請者の負担を軽減する方向で検討を進めてほしいという御意見です。

全体としては、賛同の御意見として承った上で、2点目の御意見については、「役務継続性の審査について、総務省が策定する審査基準により、判断基準の透明性が確保されることが重要と考えます」と記載しております。3点目の御意見につきましては、「総務省において、今後、具体的な申請書類について検討を進めるに当たっては、その様式等についても、ガイドライン等により明確化されることが適当と考えます」と記載しております。

5ページ目です。こちらは、提供する電気通信役務が詐欺等に利用されるおそれが高い者の要件として省令で定めるものとして、「電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む。）により処罰された者」を規定する方向で検討を進めることが適当とされているが、他の欠格自由との均衡から、処罰から2年に限定すべきという旨の御意見を、個人の方からいただいております。

こちらは、「総務省において具体的な規定ぶりの検討を行う際に、御指摘のとおり、他の欠格事由（例えば法律においても詐欺罪においては2年というふうに記載されているといったこと）との均衡を踏まえることが適当と考えます」と記載しております。

6ページ目です。役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法として、卸元事業者が卸先事業者の役務の継続性を審査するときの基準です。意見の7については、NTTドコモからいただいております、「役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法」について、要件及び確認方法を明確化いただきたいという御意見です。

こちら、一次答申（案）の方向性と同一のもので、賛同の御意見として承る  
とした上で、補足として、「一次答申（案）に記載しているとおりの、事業者により確認  
結果に差異が出ないように、ガイドライン等により明確化する方向で検討を進めることが  
適当と考えます」としつつ、今後の方向性として、「総務省において、今後、これを踏  
まえ、ガイドライン等により、明確化が図られることが適当と考えます」としておりま  
す。

意見の 8 です。このガイドラインについて、早期に策定いただきたいという御意見を、  
NTT 東西からいただいております。

考え方としては、「御指摘のとおり、今後、総務省において、ガイドライン等により、  
役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法を明確化する際には、事業者の  
対応にかかる準備期間を考慮し、適切な時期にその内容をあらかじめ公開することが適  
当と考えます」としてあります。

7 ページ目です。こちらは、役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数に  
ついて、個人の方から御意見をいただいているものです。

1 点目の御意見としては、卸元事業者が卸先事業者の事業計画等の確認義務を負わせ  
ることに賛同。2 点目として、卸元事業者が卸先事業者の役務継続性の有無を確認する  
際に、卸先事業者から役務継続性を証する書面の提出を直接受けるとされている点につ  
いても賛同という御意見です。3 点目として、役務の継続性の確認義務の適用除外とな  
る提供番号数について、50 番号以下とすることが検討されているが、この番号数はでき  
る限り少なくすべきという旨の御意見です。

考え方としては、全体として賛同の御意見として承っております。その上で、一次答  
申（案）に書かれているものを補足として記載させていただいております。「一次答申  
（案）に記載したとおり、番号の効率的な使用や不適正な利用の防止の実効性と新規事  
業者に対する負担も勘案し、50 番号以下と規定する方向で検討を進めることが適当と考  
えます。また、総務省において、当該番号数については、今後、電話番号を利用する特  
殊詐欺の態様等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うことが適当と考えます」と、見  
直しについても触れさせていただいております。

9 ページ目です。こちらは、答申（案）そのものでは必ずしもないですが、その他の  
御意見としていただいたもの 2 件です。

意見の 10 です。個人の方から、いわゆる「飛ばし携帯」についても厳罰を科すべきと

いう旨の御意見です。

考え方として、一次答申（案）の趣旨を1点目に書かせていただいております、「本一次答申（案）は、電気通信番号の犯罪利用への対策として、電気通信事業法における電気通信番号制度に着目し、同制度の見直しの方向性について取りまとめを行ったものです。各法令の規律については、その法令の趣旨等に鑑みて刑事罰等が規定されていると考えます」と記載しております。

意見11です。こちらは、個人の方からいただいた2件をまとめたものですが、内容としては、犯罪防止強化のため、積極的に詐欺対策を実施すべきという旨の御意見です。

考え方として、一次答申（案）の趣旨を書いた上で、2パラ目として、「特殊詐欺に関しては、これまでも、関係行政機関や事業者等により対策が講じられているところであり、今後も、積極的に対策に取り組んでいくべきであると考えます」と記載させていただきます。

以上、いただいた意見に対しての考え方を、委員会で御議論いただいた結果ということで御報告させていただきます。

また、資料85-1-2にあります、5ページですが、先ほどの御意見を踏まえて明確化を図るという点で、1点、「御先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること」というふうに修正をさせていただきます。

○岡田部会長　ありがとうございました。ただいまの御説明について、御意見、御質問等がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

特に御意見もないようですので、現在、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料85-1-1の意見募集結果に対する当部会の考え方を公表するとともに、資料85-1-2の一次答申（案）について、資料85-1-4の答申書（案）のとおり一次答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、意見募集結果について了承するとともに、資料85-1-4の答申書（案）のとおり一次答申することといたします。

ただいまの答申に対し、総務省から、今後の行政上の対応について御説明を伺えるということですので、よろしく願いいたします。

○湯本総合通信基盤局長　岡田部会長をはじめとして、委員の皆様方におかれましては、本日、「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」につきまして一次答申をいただきましたこと、お礼を申し上げます。

電話番号の犯罪利用対策につきましては、昨年5月に「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」として諮問させていただいて以降、総務省での電気通信事業法の改正を挟み、長期間にわたり大変精力的に御議論をいただきました。総務省といたしましては、本日いただいた一次答申に基づき、本年5月に公布された改正電気通信事業法の施行に向けて、下位法令の整備等に取り組み、見直し後の電気通信番号制度を適切に運用してまいりたいと思います。

○岡田部会長　　ありがとうございました。

## 閉　　会

○岡田部会長　　それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

○金子総合通信管理室長　　ありません。

○岡田部会長　　了解しました。

それでは、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。